

# 生活困窮者自立支援法について（平成 25 年法律第 105 号）

『 出典 平成 28 年度 就労準備支援事業従事者養成研修  
生活困窮者自立支援法と就労準備支援事業の基本的な考え方 本文より  
平成 28 年 9 月 26 日 厚生労働省 生活困窮者自立支援室 』

## 制度概要

## 就労準備支援事業とは

## 支援の流れ

## 支援のポイント

## 取組事例紹介

## その他

## ● 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
  - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担 3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助 2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助 1/2

## ● 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

# 生活困窮者自立支援制度

## 包括的な相談支援

### 対個人

- ・訪問支援等（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（自立支援計画）を作成

### 対地域

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

## 本人の状況に応じた支援

法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援（◇）があることに留意

### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

- ◆ **住居確保給付金の支給**  
就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

### 就労支援

就労に向けた準備が必要な者

- ◆ **就労準備支援事業**  
一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

柔軟な働き方を必要とする者

- ◆ **認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）**  
直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成（社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度）

就労に向けた準備が一定程度整っている者

- ◇ **生活保護受給者等就労自立促進事業**  
一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

- ◆ **一時生活支援事業**  
住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

- ◆ **家計相談支援事業**  
家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援（貸付のあっせん等を含む）

### 子ども支援

貧困の連鎖の防止

- ◆ **子どもの学習支援事業**  
生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

### その他の支援

- ◇ **関係機関・他制度による支援**
- ◇ **民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援**